D&O 保険における法令違反免責条項の適用が争点とされた事案

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 12 月 17 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（ネ）第 2309 号
【事　件　名】 保険金請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却
【参 照 法 令】 会社法 330 条・355 条・430 条の 3・423 条 1 項・847 条、民法 415 条 1 項・643 条・644 条、保険法 17 条
【掲　載　誌】 金判 1628 号 12 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25591037

青山学院大学教授 **山下典孝**

事実の概要

Ｙ損害保険株式会社（被告、被控訴人、以下「Ｙ社」という）は訴外Ｐ株式会社（以下「Ｐ社」という）との間でＰ社の代表取締役であったＡを被保険者とする会社役員損害賠償責任保険（以下「D&O 保険」という）を締結していたところ、Ａはその任務懈怠を理由として株主代表訴訟によりＰ社に対する損害賠償として合計 8914 万 5437 円の支払を命じられた。弁護士法人X_1法律事務所（以下「X_1事務所」という）はＡから上記訴訟に関する訴訟委任を受けＡに対する弁護士報酬債権を取得し、これを保全するため債権者代位権に基づいてＹ社に対し本件 D&O 保険に基づく保険金請求訴訟（以下「本件訴訟」という）を提起したが、Ａは破産手続開始決定を受け、Ａの破産管財人であるX_2（原告、控訴人）が本件訴訟を受継した。本件はX_2がＹ社に対し D&O 保険に基づく保険金として上記損害賠償金 8914 万 5437 円、ＡがX_1事務所に支払った弁護士費用 457 万 2750 円及びＡのX_1事務所に対する未払の弁護士費用 2005 万 1250 円の合計 1 億 1376 万 9437 円等の支払を求めた事案である。

本件 D&O 保険の特約として、役員が破産した場合にはその者とその破産管財人を同一の被保険者とみなすこと、株主代表訴訟補償特約が付保されていた。株主代表訴訟補償特約では、Ｙ社は会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「本件約款」という）9 条の規定（本件約款に付帯される特約で別に定める場合を除き被保険者に対して株主代表訴訟等による損害賠償請求がされ、その結果、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害に対しては、保険金を支払わない旨の規定）にかかわらず、被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害に対して、保険金を支払う（株主代表訴訟補償特約 1 条）とされていた。Ｙ社が保険金を支払う損害は、①法律上の損害賠償金、②争訟費用、のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限る（本件約款 2 条）、とされていた。また、Ｙ社は法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む）行った行為に起因する損害賠償請求については、これに起因する損害に対して保険金を支払わない旨の免責条項（本件約款 7 条 3。以下「本件免責条項」という）が置かれていた。

Ｐ社は、Ａ及びＰ社の取締役であったＢを被告として、平成 21 年頃、名古屋地方裁判所岡崎支部に、会社法 423 条 1 項に基づき、回収不能となった株式会社Ｑに対する融資金相当額等の損害賠償の支払を求める訴訟を提起した。Ｐ社の株主であったＣは平成 25 年、上記訴訟に共同訴訟参加し、Ｂ及びＡを被告として、特別調査委員会及び責任追及委員会に関する報酬をＰ社に賠償するよう求めた（以下、これらの訴訟を総合して「Ｑ社訴訟」という）。

Ｃは平成 23 年 11 月 16 日、Ａを含むＰ社の取締役、元取締役、監査役及び元監査役を被告として、名古屋地方裁判所岡崎支部に株主代表訴訟を

提起した（以下「本件株主代表訴訟」という）。本件株主代表訴訟の概要は、Ｐ社がＱ社に対して不正な金融支援を行ったこと及び有価証券報告書等に虚偽記載があったとして一部訂正を行ったことに関し、上記取締役らに任務懈怠責任があるとして、監査費用、社外調査委員への報酬、金融庁の課徴金及び証券取引所への上場契約違約金等合計約 30 億円につき、Ｐ社に損害を賠償するよう求めるものであった。

Ｑ社訴訟の控訴審裁判所は、平成 28 年 10 月 27 日、Ａ及びＢに対し、3330 万 0692 円及びうち 3171 万 4945 円に対する平成 22 年 11 月 5 日から支払済みまで年 5％の割合による金員を支払う旨の判決をし、同判決はその後確定した。Ｐ社はこの債権について破産裁判所に債権届出をし、X_2は異議なく承認した。

本件株主代表訴訟の第一審裁判所は、平成 29 年 10 月 27 日、Ａに対して、連帯して上場違約金、監査報酬、金融庁の課徴金の合計 3342 万 9284 円及びこれに対する平成 23 年 12 月 24 日から支払済みまで年 5％の割合による金員を支払えとの判決をした。Ｃは本件株主代表訴訟の第一審裁判所判決に対して控訴したが、その後、控訴を取り下げた。Ａも同判決に対して控訴したが、訴期間中に破産手続開始の申立てをし、破産手続開始決定がされた。X_2は本件株主訴訟における債権についても異議なく承認した。

X_2は、上記債権を保全するため債権者代位権に基づいてＹ社に対し本件訴訟を提起した。

原審は、Ｙ社の本件免責条項適用の主張を認めX_2の請求を棄却した。そこでX_2が控訴したのが本件である。

判決の判旨

「会社法 330 条により、株式会社と役員との関係は委任に関する規定に従うとされ、民法 644 条は、委任に係る受任者の注意義務として、受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負うと定めている（いわゆる善管注意義務）から、取締役が会社に対して負う善管注意義務は、法令上の義務であると解され、本件免責条項にいう『法令』からこれを除外する理由は見当たらない。したがって、本件免責条項にいう『法令に違反すること』には、取締役としての善管注意義務に違反することも含まれると解するのが相当である。」

「……本件免責条項は、法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断することができる合理的な理由がある場合を含む。）行った行為に起因する損害賠償請求について保険者を免責するものであって、被保険者の善管注意義務違反により生じた損害に関して当然に保険者を免責するというものではない……。」

「本件免責条項により、被保険者に対する損害賠償請求の原因となった被保険者の行為について、被保険者が善管注意義務に違反することを認識しながら行った場合又は被保険者がそのように認識していたと判断することができる合理的な理由がある場合には、保険者が免責されることになるものと解される。」

「……Ａは、本件無断保証について、代表取締役として、善管注意義務に基づき、その経緯を調査し、関係者の責任を問う措置をとるべきであったのに、Ｑ社の利益確保のため、意図的にそのような措置をとらず、その後のＱ社に対する迂回融資であるＲ社案件についても、事実を隠ぺいし、監査法人に対しても自ら虚偽の説明を行うなどしたのであり、Ａは、これらの自らの行為が善管注意義務に反するものであることを認識していたものと認められ、さらに、これらの行為のために、第三者委員会を設置する必要性が格段に高まり、Ｑ社に対する不正な金融支援について調査をする特別調査委員会及び不正な金融支援の関係者に対する損害賠償請求の要否等について諮問するための責任追及委員会を設置することとなったのであるから、Ｐ社が上記各委員会に係る費用を支出したことは、Ａが善管注意義務に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害であると認められる。」

「本件免責条項により保険者が免責されるのは、被保険者が善管注意義務に違反することを認識しながら行った行為（認識していたと判断することができる合理的な理由がある場合を含む。）に起因する損害に限定されているから、本件免責条項にいう『法令に違反する』に善管注意義務違反が含まれると解したとしても、そのことから直ちに、控訴人の主張するような弊害が生じることになるということはできない。」

判例の解説

一　本判決の意義

D&O 保険とは、会社が保険契約者となり、会社の取締役その他の役員を被保険者とし、被保険者の行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を保険者が填補する保険契約であり、損害保険契約（保険法 2 条 6 号）の下位類型である責任保険契約（同法 17 条 2 項括弧書）の一種である。

一般的な賠償責任保険に適用される賠償責任保険普通保険約款では被保険者の故意によって生じた損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払わない旨の故意免責条項が設けられているが、D&O 保険に適用される約款では故意免責条項は設けられていない[1)]。

D&O 保険は役員の経営判断の誤りにより会社に損害が生じた場合の役員の賠償責任に対して保険保護を与えることを主眼としており、将来損害賠償請求を受ける可能性がある行為を経営判断として行ったとしても直ちに免責となるわけではない[2)]。故意免責条項を設けないことによって役員の経営判断による判断ミスに関しても保険保護が認められる。

他方、D&O 保険に適用される約款においては、故意免責条項に代わり、本件免責条項が設けられている。

本判決は、D&O 保険にかかる法令違反免責条項の適用が争われた公刊された裁判例では初めての事案であり検討する意義を有する[3)]。

二　本件免責条項の趣旨

本件免責条項の趣旨は、主として、D&O 保険の存在が法令違反行為を助長することを防止することにあり、本件免責条項は公序政策的見地に基づくものであると解されている[4)]。さらに、会社の利益になると役員が信じていた場合であっても、役員が法令違反を認識していたときには、判断ミスとはいえず、これに保険保護を与えることは法令違反行為を助長する可能性があることを本件免責条項の趣旨と説明されている[5)]。本件原審判決も、本件免責条項の趣旨は「役員に法令違反の故意がない（すなわち、役員は法令違反による結果発生を認容していない）が、法令違反の認識はあるという場合に、役員が、法令違反の認識を有しつつも、保険金の支払があることから、自らが生じさせる可能性のある損害は、保険金により填補されると考えて、後顧の憂いなしに行為をすることにより、法令違反行為を助長することを防止するという、公序政策的見地にあるというべきである。」とする。

本件免責条項の趣旨が法令違反行為を助長することの防止という公序政策的見地による点に関し異論はない。

三　本件免責条項にいう法令の意義

本件免責条項でいう「法令」の意義に関して、平成 17 年改正前商法 266 条 1 項 5 号でいう「法令」の意義と関連して議論されてきたことが指摘されている[6)]。もっとも平成 17 年改正前商法 266 条 1 項 5 号でいう「法令」に取締役の善管注意義務・忠実義務が含まれることには異論がなく、本件免責条項でいう「法令」においても同様に解釈することになることが指摘されている[7)]。

会社法においても、取締役は会社に対して善管注意義務及び忠実義務を負うが（会社法 330 条、民法 644 条、会社法 355 条）、これらの会社法の規定も本件免責条項でいう「法令」に該当すると解されている[8)]。

原審判決は、「会社法上の善管注意義務に違反する場合であっても、公序政策的見地から保険金の支払が免除されるべき場合はあるのであるから、『法令に違反』には、会社法上の善管注意義務違反（会社法 330 条、民法 644 条）も含まれると解するのが相当である。」とする。

本判決も、取締役が会社に対して負う善管注意義務は法令上の義務であると解され本件免責条項にいう「法令」からこれを除外する理由は見当たらず、本件免責条項にいう「法令に違反すること」には、取締役としての善管注意義務に違反することも含まれると解する。また本判決は、「本件免責条項により保険者が免責されるのは、被保険者が善管注意義務に違反することを認識しながら行った行為（認識していたと判断することができる合理的な理由がある場合を含む。）に起因する損害に限定されているから、本件免責条項にいう『法令に違反する』に善管注意義務違反が含まれると解したとしても」、そのことから直ちに X が主張する経営判断の萎縮をもたらすことにはな

らないとして、Xの主張を退けている。

取締役の善管注意義務・忠実義務が本件免責条項でいう法令に該当することに異論はなく、Xの主張は、法令違反行為の認識等の解釈・運用において考慮されるべき点が指摘されており[9]、妥当な判断である。

四　法令違反の認識

被保険者である取締役が法令違反を認識していなければ本件免責条項の適用はない[10]。取締役が善管注意義務・忠実義務に違反することを認識して行為する場合には、法令違反を認識しながら行為することになり、本件免責事由に該当すると解されている[11]。

原審判決は、Aが単に本件無断融資への対処を過失又は重過失により怠ったのではなく、対処しなければ善管注意義務に反することとなることを認識しつつ、Q社に対する利益確保のため、意図的に対処しなかったものと認められるとする。そして、そのことは、Aが善管注意義務違反の状況にあることを認識しつつ、あえて善管注意義務を果たさなかった（不作為）ものであり、Aには法令違反の認識があったといえ、会社にとって不利益となる不正な行為を助長したものといえ、AはQ社訴訟に関して認定判断された善管注意義務違反につき認識していたか、又は認識していたと合理的に認められる、と判断する。

本判決も、本件無断保証について、Aが代表取締役として善管注意義務に基づき、その経緯を調査し、関係者の責任を問う措置をとるべきあったのに、Q社の利益確保のため、意図的にそのような措置をとらず、その後のQ社に対する迂回融資であるR社案件についても、事実を隠ぺいし、監査法人に対しても自ら虚偽の説明を行うなどしたことを理由に、Aは自らの行為が善管注意義務に反するものであることを認識していたものと認められる、とする。

本件では善管注意義務の水準が問題となった事案とは異なり、代表取締役AがP社に対して負っている善管注意義務・忠実義務を全く尽くしていない事案での当該代表取締役Aが上記義務違反を認識しながら不作為によってP会社に損害を被らせた事案と評価すべき点が指摘されている[12]。本件事実関係においてAの法令違反行為の認識認容と、Aの当該法令違反認識行為と相当因果関係のある損害の範囲については、容易に判断ができた事案であり、結論において異論はないものと考える。

そのため、本判決においては、本件免責条項括弧書の「認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含む」の解釈が問題となってはいない[13]。

専門職業人賠償責任保険では国家試験等の資格要件や当該有資格者等から構成される審査会での有無責の判断等を実施しているが、D&O保険の被保険者である役員には専門的な資格要件は求められておらず、業種や会社の規模等千差万別な事情もあることから、より個別の事情を踏まえて、括弧書の適用を解釈しなければならないことになるであろう。従って、弁護士賠償責任保険等の専門職業人賠償責任保険での従前の裁判例とは異なる解釈基準になるものと考える。

●――注

1）故意免責条項を設けていない理由に関しては、山下友信編著『逐条D&O保険約款』（商事法務、2005年）78～81頁［洲崎博史］、山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022年）159～160頁参照。

2）嶋寺基＝澤井俊之『D&O保険の実務』（商事法務、2017年）53頁、151頁参照。

3）本判決の先行研究として、尾崎悠一「本件判批」損保研究84巻1号（2022年）191頁、伊藤雄司「判批」法教502号（2022年）117頁、山田拓広「判批」立命401号（2022年）468頁がある。

4）山下（友）・前掲注1）79頁［洲崎］。

5）嶋寺＝澤井・前掲注2）152頁。

6）山下（友）・前掲注1）81頁［洲崎］、尾崎・前掲注3）204頁。

7）尾崎・前掲注3）304～305頁。

8）嶋寺＝澤井・前掲注2）152頁、尾崎・前掲注3）205頁。なお、見解の対立はあるが（山下（友）・前掲注1）81～87頁［洲崎］参照）、本件免責条項の法令には、日本国内のあらゆる法令が含まれ、条例や外国法令も含まれると解する見解が本件免責条項の趣旨や文言解釈からは妥当であろう（嶋寺＝澤井・前掲注2）151～152頁参照）。

9）尾崎・前掲注3）205～206頁。

10）山下（友）・前掲注1）87頁［洲崎］。

11）嶋寺＝澤井・前掲注2）152頁。

12）尾崎・前掲注3）214～215頁。

13）尾崎・前掲注3）215頁。なお、括弧書の解釈に関しては、山下（友）・前掲注1）89～90頁［洲崎］、嶋寺＝澤井・前掲注2）153～154頁、山田・前掲注3）490～493頁参照。